

各 都道府県・指定都市・中核市 障害福祉主管課 御中

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部企画課

譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充について

障害福祉行政の推進につきましては、日頃よりご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記のことについては、平成 23 年度税制改正大綱において、障害者のための通所サービスやグループホーム等のための土地の譲渡を行う際、土地収用法の事業認定を受けずに、簡易な証明により譲渡所得に係る特別控除の適用が受けられるようにすることが示されておりました。

このことにつきまして、去る 6 月 30 日公布・施行の「租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令」(財務省令第三五号)により、社会福祉法人等の設置に係る障害者通所サービス等の事業の用に供される施設が簡易証明制度の対象に加わりましたので、ご連絡が遅れ誠に恐縮ですが、その旨通知させていただきます。

なお、公布日施行につき、6 月 30 日以後に行う土地等の譲渡に適用することとされております。

以上のことにつき、十分御了知の上、管内市町村をはじめ、関係機関、関係団体等に対し、その周知徹底をお願いいたします。

【総務省 URL】

http://www.soumu.go.jp/menu_hourei/s_houritsu.html

【財務省 URL】

http://www.mof.go.jp/about_mof/bills/177diet/index.html

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部企画課企画法令係
TEL: 03-5253-1111 (内線 3022)
03-3595-2389 (直通)
FAX: 03-3502-0892

譲渡所得に関する特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充

(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税)

要望内容

障害者自立支援法に基づくサービスのうち、第2種社会福祉事業である通所サービスやグループホーム等（※）について、その用地の確保を支援するため、第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の保育所や老人デイサービスセンター等と同様に、簡易な証明により譲渡所得に係る特別控除の適用を受けられるようにする。

(※) 国、地方公共団体又は社会福祉法人が設置する療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、グループホーム、ケアホーム等

現行

障害者自立支援法に基づくサービス用地のための土地の譲渡

第1種社会福祉事業
入所サービス

第2種社会福祉事業
保育所や老人デイサービスセンター等

第2種社会福祉事業
通所サービスやグループホーム等

収用証明書がなくても譲渡所得の特別控除が適用できる

収用証明書がなければ譲渡所得の特別控除が適用できない

要望実現後

障害者自立支援法に基づくサービス用地のための土地の譲渡

第1種社会福祉事業
入所サービス

第2種社会福祉事業
保育所や老人デイサービスセンター等

第2種社会福祉事業
通所サービスやグループホーム等

収用証明書がなくても譲渡所得の特別控除が適用できる

- 第2種社会福祉事業用地の確保が容易となる。
→ サービス基盤の整備促進が図られる。
- 第2種社会福祉事業である保育所や老人デイサービスセンターとの均衡が図られる。